

平成25年度 第3回神戸市放課後児童クラブ基準検討会 議事要旨

日時：平成26年3月18日（火）午後4時～

場所：神戸市役所4号館1階 危機管理センター会議室

（1）開会

○委員出欠確認

（2）議事

○「国の省令策定の動きについて」

○「市の条例案の基準について」

（3）委員意見

○従事する者

- ・放課後児童健全育成事業に類似する事業とは具体的に何を指しているか。
→現段階で何を指すか明確になっていない。国の議論の過程においては、放課後子ども教室などに従事している方もおり、各都市の状況を踏まえて、盛り込まれたのではないかと。明示されたものは現時点でない。
- ・基本的には省令を踏まえてということであるが、私どもとしては、学童保育指導員はいろいろな面で専門的な知識、経験が必要であるので、そういう知識、経験のある者を置く必要がある。日本学童保育士協会の学童保育士講座では、子どもの遊びを指導するだけにとどまらず、地域、家族との関係や実践も含んだ講座となっている。学童保育指導員は専門的なものだという社会的な認知を高めていき、公的な資格まで持っていくべきだと思う。そのような講習や講座を受けた方も含め資格者としていただきたい。

- ・省令案にある「研修を修了した者でなければならない」に当たるか。
- ・学童保育指導員になるには、そういう研修や講座が必要である。条例にということではないが、将来的には必要である。
- ・都道府県知事の研修の内容を教えてほしい。

→まだ研修内容は示されていない。国の議論では、資格だけではなく、有資格者とするには、研修を修了した者とするのが必要だと示されている。今後は資格のある者であっても研修を終了しないと、有資格者にはならない。今おられる方への経過措置など、具体的な内容とともに明らかにされるだろう。

- ・経過措置は条例にも盛り込むという考えか。

→そういうことになる。

- ・今いる指導員は全員アウトか。

→省令案が示された段階では、経過措置が盛り込まれるだろう。今、資格を持った方の研修がどうなるのかまだわからない。

- ・既に働いている方は、経験があるので実地研修など免除になるのではないか。ただしハードルは高くなるのではないか。
- ・研修を積みながら、学ぶという姿勢は大事なことだと思うが、資格を取るための勉強も1つの研修ではないか。それを踏まえた上で何が必要かということも考えられる。

○児童の集団の規模

- ・省令では40人と出ているので、その方向でいい。適正規模、子どもたちの安全安心、指導ということを考えても、指導員の人数を増やせばいいというよりも、適正な集団の規模がある。超えた時は分割して整備していく必要がある。
- ・児童館で40人を超えているところは結構ある。グループに分けて担任制と考えたときに部屋の大きさは変わらないのか。ただし、面積基準がひっかかってくるだ

ろう。また、省令に従わなければいけないが、学年で分けるのか、縦割りで分けるのか、子どもを分けるのは難しい。

- ・支援の単位ごとに従事する員数が決まっている。
- ・指導員、クラブの経験や専門性により裁量でできるのではないか。自由裁量で思い切った子どもたちの相互作用が起きるような組み方もできるのではないか。
- ・児童館では、スペースで分けるのはとても難しい。専用スペースは限られており、全ての部屋を学童保育の子どもたち専用とはいかない。子育て親子や一般来館の子どもたちもいるので難しい。40人は理想的な数字なのかもしれないが、分けることばかり考えるとしんどい。
- ・子どもたちの個性、どういう子どもたちが集まっているのか、指導員の力量、活動内容によって変わってくる。40人を母体としながらグループや内容によって分けるなど柔軟に対応すればいいのではないか。

○員数

- ・指導員数の考えを説明してほしい。

→施設長またはその役割を果たす、放課後児童支援員1人を常勤で配置する。それに加え、支援の単位ごとに専任の放課後児童支援員を配置していく。19人以下の場合1人以上。20人以上で2人以上。40人の支援の単位ごとに2人以上である。それを単位として、41人～59人は1人増え、60人～80人は1人増える。

- ・障害のある児童を受け入れるときも有資格者か。

→基本的には支援員である。ただし、努めると書いている。

- ・常勤専任の指導員の複数配置を基本に置いてやっていただきたい。指導員1人では対応できない。児童10人に対し指導員1人。20人以上3人、30人以上4人。障害児を受け入れる場合は加配指導員をつける。ガイドラインより若干、私ども

の考え方のほうが手厚い。

→省令案では、放課後児童支援員及び補助員は支援の単位ごとに専らとなっている。

但し書きがついており、利用者の支援に支障がない場合はこの限りではないという事で、必ずしも専任でなくてもいいと示されている。条例も、この考え方をうたわせていただいたらと思っている。

ガイドラインについては、これまで施設長は常勤で配置する。それに加えて専任の指導員を配置するとしている。専任の指導員は放課後児童支援員を念頭に置いているが全ての方に資格を求めるのは難しいということもあり、補助員をもってかえることができると、但し書きを書いている。

○施設・設備

- ・面積基準は1人当たり1.98㎡以上の確保を目指して取り組んでいくとなっているが、予算のこともあるので難しいのではないかと。児童の活動の場は運動場などの学校施設や公園等の活用も積極的に図るとなっているが、学校の場合、共存共栄を前提としつつも、主たる目的は、円滑な教育活動を通して子どもに学習意欲、生きる力をつけさせるのが大前提である。そのことが圧迫されることにならないか懸念がある。ガイドラインに書いてあるとして開放するように言われても困る。

「管理責任者と連携を図りながら」「連絡相談の上」といったことを入れていただくと、学校としても多少は安心である。

- ・例えば、運動場などの公的施設という形だったら、学校に特化していないのではないかと。運動場などは面積基準には入れられないか。

→国の議論でも運動場まで含むのはどうかという意見があった。屋内スペースで、活動時間帯を専用的に使えることが考えられているのではないかと。

- ・面積基準は、国より神戸市のほうが高いので、引き下げる必要はない。それを目指してやっていく必要がある。民設では学童をやる場所がなく苦労している。公的

な施設や土地を貸していただけるよう積極的に市にも考えていただきたい。

- ・ガイドラインにある「確保を目指して取り組んでいく」ということには、民設への支援と言ったことも含まれているのか。

→面積を確保していくということである。

- ・新設するという事ではないということか。

→そうである。

○開所日数、開所時間

- ・省令案の中では開所時間は、明記はされていない。できるだけ国の基準には沿っていかなければならない。国の基準が示されていない中で、市の基準を一定以上に上げていく積極的な取り組みについては非常に大事で進めていかなければならないが、朝8時や午後7時と書いてしまうと非常に重いものがある。現行のガイドラインでも、実態に合わせて検討していくと書かれているので、基準の中で努力をすることにしておけばよい。結果として、そう持っていけることが大事である。どう書くのか、もう少し議論が必要ではないか。

- ・午後7時までとは大人側の論理が強過ぎて、子どもを育てるという視点が欠落しているのではないか。働く親を社会全体で支えていくということは時代の流れでもあり大賛成ではあるが、学校で午後7時までやると、管理上のこともあるし、親が都合をつけて我が子のために何とかする親の力を育てることが必要。子育て支援というのは子どもの支援ではなく親の支援だけになっている。延長すればするほど、隣近所、家族や親戚の人たちとのつながりも希薄にしているのではないか。学校では、子どもたちに学習とともに、基本的な生活習慣、早寝早起き朝ごはんということも指導している中で、午後7時まで学校にいることに不安がある。

- ・学校にも不安はあると思うが、学童保育の親御さんの中には、学校の先生も結構い

る。延長を利用される方も結構いる。先生、保育士、看護師は、緊急で対応しなければいけないときもある。午後6時のお迎えができないときは、午後5時に子どもは帰って、親が帰ってくるまで子どもを一人で家に置いておくことになる。それが健全育成なのか。また中高生も居場所を求めて、ユースステーションや児童館に来る。家庭に帰れない子どもたちもいる。

親の支援ばかりでいいのかと感じており、親御さんにも子どものことも考えてほしいと葛藤しながら仕事をしている。ただ、子どもを守るうえで何が大事なのか。子どもにとって何がいいのか考える必要がある。

保育所を出たら小学校1年の壁というのがある。保育所は午後7時、午後8時まで見ている。また、学校は朝8時登校なのに学童は朝9時である。その辺も含めて、学校の懸念をどうすれば解決できるのか一緒に考えていきたい。双方が協力できることを協力していかなければいけない。

成徳小学校では運動場に壁がなく、学童と一般の子どもたちが過ごしている。学校との協力ということを常に頭に入れてやっている。

- ・今の就労実態を見ると、方向性としては時間延長しなければならないと思う。学校も開放できているかといえば、各学校によって違うが、学校も開放する方向で動いていかないといけない。これは教育委員会も学校も、みんな同じ方向で考えている。しかし不安がある。

大阪・池田小の事件があつて以来、学校園では安心・安全の視点から、学校施設をどう管理していくかということについて、教員は大変気にしているところである。そこをきっちりとしていかないといけない。区域や時間など細かく詰めていかないと難しい問題がたくさんある。

保護者の中には学校の中のことで、担任の先生に電話してくる方もたくさんいると思う。そういったことをきっちり詰めていく中で、学校にも理解を求めたうえで拡大していくとしないと難しい。今はそういう動きを教育委員会としても

やっており、学校園も校長会を中心に、いろいろ考えてもらっているところである。今後、我々もいかに拡大できるか考えていきたいと思っている。

ただ、初めからガイドラインを朝8時からとか、夜7時までというようなことにならないように、議論をする中で個別の施設、国のほうの省令でも事業所ごとに開始時間を決めると書いているので、そういう方向で進めたほうが、より進みやすいのではないか。

- ・「施設側の状況に合わせて」ということも入れたほうがいいと感じた。

○運営規定

(特に意見なし)

○事業の対象範囲

- ・国も事業範囲は6年生までと示している。民設ではほとんどが6年生まで預かっている。今後、6年生まで整備を進めるという意味では、6年生というのは入れたほうがいいのではないか。ほかの事業との関係により学童保育の目的や位置づけを明確に条例に入れておく必要がある。
 - ・6年生まで受け入れても定員がないと厳しいものがある。過密のところもたくさんある。支援の必要な子どもは6年生までの希望も多いが、今の児童館の状況等を見ると、親のニーズと子どもの思いは違っていることが多い。親は安心を第一に考えるが、子どもは小学校に上がると同時に自力登校する。また、一年一年成長していく。現状を見ても4年生くらいは学童保育が必要かなどの思いはあるが、5年生6年生になると、子どもたちもストレスを感じる人が多いし、児童館にいる時間がほとんどない。対象を6年生までと明確にするのは厳しい。
 - ・神戸市としては明確にしない方向性か。
- 事業の対象範囲が拡大された。高学年を含むニーズにどう対応していくか、今後、

整備計画を立てる中で検討していきたいと思っている。施設の規模等のこともあるので、それぞれ事業主体が判断していくという意味では、最低基準として、必ず6年生まで受けなければならないとする必要はないと考えている。

- ・今のところ、各施設の判断で決めることができると理解してよいか。

○その他

- ・条例には、その他の項目をどこまで盛り込むのか。

→参酌すべき基準とは、市町村が勝手に変えていいというものではない。合理的な理由がある場合に変更できる。省令に盛り込まれた項目は、基本的にはすべて条例に盛り込むと考えている。

- ・その他の項目も議論しておく必要はないか。

→国が示した項目は、これまで児童福祉施設の最低基準に含まれている項目がほとんどである。細かな議論は考えていない。

- ・議論したほうがいいものを選んで出していると理解する。

(5) 閉会